

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士 井口 敦
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビルディング4階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成28年7月19日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	ピクセルカンパニーズ株式会社
証券コード	2743
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 JASDAQスタンダード

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	ベネフィット・パワー・インク(BENEFIT POWER INC.)
住所又は本店所在地	イギリス領ヴァージン諸島、トルトラ島、ロードタウン、ウィッカムズ・ケイ1、OMC室 (OMC Chambers, Wickhams Cay 1, Road Town, Tortola, British Virgin Islands)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビルディング4階 弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士 井口敦
電話番号	03-6267-1200

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 7
訂正される報告書の報告義務発生日	平成28年3月30日
訂正箇所	下記参照

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	95,736
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	95,736

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	94,742
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	94,742